春日部市病院事業管理規程第 9 号

春日部市病院事業管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 30 日

春日部市病院事業管理者 三宅 洋

春日部市病院事業管理規程の一部を改正する規程

春日部市病院事業管理規程（平成２０年病院事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（職の設置）
第９条
２
<table>
<tr><td colspan="3">部名</td><td>職名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">医療部</td><td rowspan="3">診療部門</td><td></td><td>診療統括部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td>部長　医長</td></tr>
<tr><td>センター</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中央診療部門</td><td></td><td>中央診療部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td><u>科長　技師長</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬剤部門</td><td></td><td>薬剤部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td>科長</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報管理室</td><td>室長</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診センター準備室</td><td>室長</td></tr>
</table>
（職務）
第10条
17　技師長は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。
<u>18</u>　（略）
<u>19</u>　（略）
<u>20</u>　（略）</td><td>（職の設置）
第９条
２
<table>
<tr><td colspan="3">部名</td><td>職名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">医療部</td><td rowspan="3">診療部門</td><td></td><td>診療統括部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td>部長　医長</td></tr>
<tr><td>センター</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中央診療部門</td><td></td><td>中央診療部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td><u>科長</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬剤部門</td><td></td><td>薬剤部長</td></tr>
<tr><td>科</td><td>科長</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報管理室</td><td>室長</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診センター準備室</td><td>室長</td></tr>
</table>
（職務）
第10条

<u>17</u>　（略）
<u>18</u>　（略）
<u>19</u>　（略）</td></tr>
</table>

21　（略） 22　（略） 23　（略） （職務の特例） 第10条の２　前条に規定する担当部長、担当次長、参事、担当課長、技師長又は春日部市行政組織規則第５条第９項後段に規定する職務を有する主幹は、特に指定された重要事項（管理者の決裁を受けた事項）に関する事務に限り、当該事務を掌理し、当該事務を処理するため、所属職員を指揮監督することができる。	20　（略） 21　（略） 22　（略） （職務の特例） 第10条の２　前条に規定する担当部長、担当次長、参事、担当課長又は春日部市行政組織規則第５条第９項後段に規定する職務を有する主幹は、特に指定された重要事項（管理者の決裁を受けた事項）に関する事務に限り、当該事務を掌理し、当該事務を処理するため、所属職員を指揮監督することができる。

附　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。